

平成30年度

那智勝浦町職員募集要項

那智勝浦町

1. 募集職種・募集人員・受験資格等

職 種	人 員	受 験 資 格 等
A 一般行政職	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は平成31年3月に卒業見込みの人(短期大学及び4年制大学卒業・見込みを含む)
B 土木技術職	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は平成31年3月に卒業見込みの人(短期大学及び4年制大学卒業・見込を含む)
C 保 育 士	5名程度	以下の①、②のいずれかに該当する方 ①昭和63年4月2日以降に生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭免許状の両方を有する人又は平成31年3月末までに両方の資格取得見込みの人 ②昭和34年4月2日以降に生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭免許状の両方を有する人又は平成31年3月末までに両方の資格取得見込みの人であって、 実務経験3年以上の人(※)
D 消 防 職	1名程度	平成5年4月2日以降に生まれた人(救急救命士の有資格者については、平成2年4月2日以降に生まれた人)で、高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は平成30年3月に卒業見込みの人(短期大学及び4年制大学卒業・見込みを含む)
E 保 健 師	1名程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で保健師の資格を有する人又は平成31年3月末までに資格取得見込みの人
F 社会福祉士	1名程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士の資格を有する人又は平成31年3月末までに資格取得見込みの人

※「実務経験」の期間は、保育園などの児童福祉施設（児童福祉法に規定される施設）、または幼稚園で、常勤または常勤に準ずる勤務（週30時間以上勤務）の保育士（幼稚園教諭）として、1年以上継続して就業した期間を通算して計算します。（同時に複数の施設に就業したときは、いずれか一方で計算）

注1 高等学校卒業（又は同等）とは、高等学校を卒業していること又は文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」に合格していることをいう。

注2 次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する人

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 当町役場において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 住所要件

消防職については、採用後那智勝浦町内に居住できる人

3. 試験の方法

(1) 第一次試験

試験区分	試験種目	試験内容
A 一般行政職	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	事務適性試験 (10分)	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
B 土木技術職	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	専門試験 (90分)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
C 保育士	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	専門試験 (90分)	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)
D 消防職	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	消防適正試験 (15分)	消防職員としての適応性を認知能力の面からみる検査
E 保健師	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	専門試験 (90分)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計、保健医療福祉行政論
F 社会福祉士	教養試験 (75分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	専門試験 (120分)	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む)、社会学概論、心理学概論

(2) 第二次試験(第一次試験合格者のみ)

論述試験、面接試験、実技テスト(保育士のみ)、体力テスト(消防職のみ)

4. 試験の日時及び場所

(1) 第一次試験
日時
場所

平成30年9月16日(日) 午前9時から

那智勝浦町体育文化会館

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満441番地8

Tel 0735-52-2340

終了予定時刻 試験区分 A、D 12時00分

B、C、E 14時30分

F 15時00分

※昼食は各自でご用意下さい。(会場付近に食堂等は僅かしかありません。)

(2) 第二次試験の日時は、第一次試験の合格者に通知 ※11月上旬頃を予定。

5. 受験手続

町役場総務課及び各出張所備付け又は町ホームページよりダウンロードした採用試験申込書と受験票に必要事項を記入し、受験票は62円葉書の裏面に貼り付け、役場総務課へ提出してください。

受験申込書は、7月23日(月)から配布します。郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手(普通郵便代金)を必ず同封して下さい。

※ 提出書類 ・ **採用試験申込書** ・ **受験票を貼り付けた葉書**

6. 受付期間

平成30年8月1日(水)～平成30年8月23日(木)

(土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

郵送の場合は必ず特定記録郵便又は簡易書留で郵送することとし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、「〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1那智勝浦町役場総務課」あてに郵送して下さい。

(受付期間最終日8月23日(木)の午後5時**必着**)

7. 採用及び勤務条件

(1) 採用は、平成31年4月1日の予定です。

(2) 採用時の給料月額は、基本として、次のとおりです。(平成30年7月1日現在)

職 種	大学卒	短大卒	高校卒
A、B、C、D、F	179,200	159,800	147,100
E	185,800	—	—

※卒業後に職歴等がある場合は、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

※上記のほか「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8. その他

受験に当たって提出していただいた受験申込書等は返却いたしません。また、試験に際しての交通費は支給いたしません。

受験資格である資格または免許を取得見込みで受験し、平成31年3月31日までに取得できなかった場合、採用内定後であっても採用されません。また、受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載が判明した場合又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

【受験のお問い合わせ】

那智勝浦町役場総務課 総務係 (電話) 0735-52-4811 内線 208・218